

中央建設業審議会・社会資本整備審議会産業分科会建設部会

平成28年審議第5回基本問題小委員会（通算第16回）

平成28年5月23日（月）

【三浦入札制度企画指導室長】 それでは定刻となりましたので、ただいまから平成28年第5回基本問題小委員会を開催させていただきます。委員の皆様方には、ご多忙のところお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

本日の委員会には、委員の過半数のご出席をいただいておりますので、中央建設業審議会・社会資本整備審議会産業分科会建設部会基本問題小委員会運営要領第3条第1項の規定による定足数を満たしていることをご報告申し上げます。

なお、同運営要領第4条第1項により、本委員会は公開されております。

本日、お手元に配付いたしました資料の一覧は議事次第に記載しておりますが、不足がございましたらお申しつけください。

冒頭のカメラ撮りは議事に入るまでとさせていただきますので、報道関係者の皆様におかれましては、これ以降のカメラ撮りをご遠慮願います。

それでは、これ以降の議事の進行は大森委員長にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

【大森委員長】 それでは早速ですが、お手元の議事次第に基づいて、議事に入らせていただきたいと思っております。

今日は議事項目が非常に多いので、要領よく、かつ有意義に進めたいと思っておりますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

まずは、事務局から資料1の重層下請構造の問題点についてご説明をお願いします。

【北村建設業課長】 建設業課長でございます。それでは、ご説明申し上げます。

まず、個々の議論に入る前に、重層構造の問題点ということで、資料をご用意させていただいております。第2回の会合で、資料のご説明をさせていただきました。個々の課題をいろいろご議論いただいているわけですが、重層下請構造については、全般的に、それぞれの課題に横断的に関係するというので、並行して議論を進めるということで、以前、ご案内しておりましたけれども、だんだん議論が進んでまいりましたので、今回、私どものほうで現在認識している重層下請構造の問題点に、どういうことがあるのかとい

うことで、委員の皆様方にご披露して、ご意見を賜りたいということで整理したものでございます。

重層構造の問題点ということで、上の四角囲みの中身でございますけれども、現在、工事全般の総合的な管理・監督機能を担う元請のもとに、1次、2次、さらにそれ以下の次数という重層構造が存在しております。

この重層下請構造につきましては、工事の高度化、専門化、分業化といった必然性がある、分業しているところもございますけれども、一方で、さまざまな影響や弊害も指摘されているところでございます。

まず、私どものほうで、とりあえずこういうようなことが問題ではないかということで整理したものが、上のほうに書いてございますが、1つは、とにかく下請の重層化が施工管理や品質面に及ぼす影響ということで、とにかく施工体制が複雑化すれば、するほど、施工管理や工事の質や安全性が低下するのではないかと。要は、元請から一番下まで距離が遠くなるわけでございますので、そこで、役割や責任の所在が不明確になるですとか、あとは、管理が行き届きにくい、連絡調整、情報共有に支障が生じやすい。逆に、下位の下請のほうから、何か問題が起こっても、その現場の声が元請まで行き届かないということがあるのではないかとということが、第1点です。

その下でございますけれども、そういうことで、次数が多くなれば、間に介在する企業の数が増えるわけでございますので、それぞれが必要な仕事をしていたとしても、やはり、そこで、間に入る企業が増えれば、そこで、当然、利益として受け取られるものが増加しますので、それが、ひいては、下位下請の施工の対価の減少、労務費へのしわ寄せのおそれがあるのではないかと。

また、下位下請の設計変更等や追加工事ということで、その契約上の処理といったものが、末端に行くと、不明瞭になるおそれがあるのではないかとということでございます。

右側のほうは、これまでも議論をさせていただいておりますけれども、施工管理を行わない下請企業の介在ということで、それぞれ資財の調達等で、それなりの施工の中で、必要な役割がある会社であっても、請負契約の段階の中に入ることによる問題点。

その下のところでございますけれども、特に下位の下請段階に見られる労務提供を行う下請の重層化ということで、建設投資が減少して、受注価格が低迷する中での工事の繁閑に対応する目的から、必要な専門工事業において、直接の雇用から外部化するということ、常態化しているわけでございます。これによりまして、個々の技能者の技量や就労状

況の把握・管理が困難ですとか、技能者の地位の不安定化、就業環境が悪化する。

そもそも、いわゆる偽装請負という言葉がございませけれども、雇用か請負か、曖昧な就労形態を招くといったような問題があるかと思われま。

ここで、今、ご提示したものは、当面、事務局のほうで考えられる問題点ということで、挙げたことございませので、今後、重層下請構造の改善に向けて、問題点、これ以外にも、こういう問題があるということがあれば、ぜひ先生方のご意見を頂戴したいと思っておりますし、それについて、今後どのような対策を検討していくべきかということのご意見を賜ればと思いま。

参考ということで、これは、今まで議論してきたものではございませけれども、これまでこの委員会では、施工管理を行う下請企業の排除ということで、これは、1つは、今、建設業法で、丸投げ禁止、主任技術者・監理技術者の専任の基準等がございませので、これをしっかりと徹底していくということ。

あとは、(2)のほうではございませけれども、いろいろな担い手対策という中で、いわゆる社員化といいまるか、専門工事業のほうで、雇用しやすい環境整備ということで、施工時期の平準化ですとか、建設キャリアアップシステムの整備といったものも議論してございませけれども、これは当面の対策ということでございませので、下請構造、重層下請構造全般について、さらに深い議論をしていくためのご意見を頂戴したいということでございませ。どうぞよろしくお願いま。

【大森委員長】 ありがとうございます。ただいまのご説明に關しまして、ご意見、ご質問等ございませたら、ご自由にどうぞ。どなたからでも結構です。

もしないようでしたら、私が皮切りに、話題提供という意味で、申し上げます。

他社からの人手の融通は何とかならないのかという話を結構聞いま。

他者と一緒にやるという形態は何かというと、JVだと思いま。甲型JV。したがって、人手を融通するということは、実は後請けのJVみたいな形態もあり得るかもしれませんが、労働法との関係で、少し整理が必要かなとは思っております。

もう少し言うと、今、建業法は、建設工事は全て請負という形で賄えることが前提になっているんですが、本当にそうだろうか、全て請負でないといけないのだろうかということも、重層下請を考える上では、通過せざるを得ない問題点のような気がしていま。問題提起みたいな格好なので申しわけないんですが、少し幅広にということで、話題提供の意味で、出させていただきました。

ほかに、ご自由にどうぞ。

はい、どうぞ。

【田口委員】 重層下請構造の問題点という記載につきましては、正しく記載をされていると思います。

ただ、最近の傾向で気になっていることがあります。一人親方という文言は出てきませんけれども、一人親方が42万人になっている。ただ、最近、一人法人がその中でもかなり増えてきておりまして、重層構造の改善ということで、社会保険加入対策は進めていくということは非常に正しいことで、今どんどん進んでいると思いますけれども、一部、逆の事態も出てきておりますので、その実態はどこまで来ているのか。

最近、私ども労働組合の関係で申しますと、労働保険事務組合もございますので、その中で把握されている実態ですと、一人法人がかなり急激に増えてきているということがありまして、そうすると、逆に、重層化が進む。ほぼ1人ですから、法人なんですけれども、多分、現場では、労災は一人親方労災保険特別加入に入っていて、なおかつ、現場では労働者ということで働いていたりする事態ということなんです。

そういう点が、今、委員長が申し上げましたように、かなり複雑になってきている。そういう局面が、今、生まれてきているのではないかと思いますので、そのあたりの把握も、あわせてやりながら、どう重層化を改善していくのかということを進めていかないとけないのではないかと。

もう一つ、そういう事態がありますので、労働者を雇っている企業、右下の建設キャリアアップシステムの整備というところにもつながってくるんですけれども、優秀な技能労働者を雇用する企業が客観的に把握されて、なおかつ、労働者を雇っている企業に対するインセンティブと申しますか、評価をもっとするような仕組みを考えないと、単純に正規雇用労働者を増やすということだけでは、今、私が申し上げました一人親方の増大ということ、ストップさせることができないのではないかと考えておりますので、その点についてもご検討をお願いできればと考えております。

【大森委員長】 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

はい。

【蟹澤委員】 大森委員長からもご提案がありましたけれども、例えば、主な問題の4つの箱の左の上のところですけども、やはり、今、派遣的な考え方や一人親方的な考え方をしたときの現場での実態と制度上の位置づけの乖離というところの問題があるのかな

と思います。

例えば、1つは、特に軀体系のとびは少ないのかもしれませんが、鉄筋屋や型枠は一人親方はいるんですが、現場の作業を見ていると、1人で作業するということはあり得ないわけです。そういったときに、法律上、一人親方であれば、指揮命令が及んではいけないんだけれども、建業法でいうと、きちんと元請責任で、責任を持って管理をしてというんだけれども、一人親方は指揮命令をしてはいけないという矛盾がある。

実態としては、例えば、1人で作業ができるわけがないというところにも、一人親方がいるという問題があるんだと思います。この辺については、やはり、いろいろな制度の間の矛盾もありますので、研究対象なのかなという気がします。

4つの右下の箱のところですけども、例えば、これは実態を正確に書くと、文言の問題になってしまうところもありますけれども、例えば、丸のところ、労働者を雇用から請負へ外部化する動き。先ほど田口さんがおっしゃったように、外部化する動きもあるんですけども、そもそも雇用から請負というよりも、雇用しないで、請負へ外部化する動きというほうが、僕の感じている実感からすると、実態に近いのではないかという感じ。

下側のぼつの一歩下、偽装請負のような雇用か請負か曖昧な就労形態と書いてありますが、これは雇用か請負か、曖昧というよりは、こういう国交省のお出しする文章であれば、曖昧なのではなく、例えば、問題のある就労形態とか、ほんとうは労働法上問題なのですが、そこまで書くと、いろいろ問題が大きければ、問題のある就労形態ということくらいかなという感じもいたします。

不利益ということでいうと、この中で1つ抜けていることは、職業訓練や教育を受ける機会が、やはり、偽装請負や一人親方になってしまうと、喪失するという問題があります。これは制度上、雇用保険勘定での職業訓練が前提という問題が1つと、もう一つは、要するに、1次、2次なりの組織があるところに、社員と雇用されずに、外部扱いされるということは、そこにおけるいろいろな教育訓練の機会もなくなってしまう。

ですから、私は、最近、若い人がすぐやめてしまうということは、現場に放り込まれて、見て、覚えろと言われて、何のこういう機会もないということは非常に大きい問題だと思っているのですけれども、不利益の具体例としては、追加していただいてもいいのではないかと思います。

以上です。

【大森委員長】 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

はい、古阪委員、どうぞ。

【古阪委員】 今の意見に近いのですけれども、まず、今、蟹澤先生がおっしゃったようなことも含めて、実態をはっきりつかまないといけない。重層構造は、例えば、とびを考えたときに、特定の現場で、1次下請に何人いて、2次下請は何人いて、3次下請は何人、その中でほんとうに大事なことは、安全と品質です。その品質は、一体誰が責任を持っているのか。

ここに主任技術者、監理技術者云々のことが出ていますけれども、結局、複雑になれば、なるほど、誰が責任者かはわかりません。建設業法上でいえば、重層構造は、主任技術者を配置することによって一括丸投げではない、実質的な関与をしているということで、これが長年続いてきたわけだけれども、実態でいえば、例えば、道路の土木マンホールの穴を掘っている場所で、4人が地上で見ているなら、GC、一次SC、二次SC、三次SCの、それぞれ主任技術者なり監理技術者が実質的な関与をしていることになり、実はそのマンホールの穴を掘っているのは労働者1人という実態もある。このような実態の把握が大事です。

特に伝統的には労務系の仕事がほとんどだったものが、今回のくいの問題もそうですし、羽田の地盤改良もそうですけれども、さまざまな技術、製品というものとセットになった技能系の重層構造ということになるので、やはり、実態をきちんと把握することが、非常に重要だと思うんです。幅広の話でいうと、そこがまず大事だなと思います。

【大森委員長】 ありがとうございます。

はい、高木委員、どうぞ。

【高木委員】 今の古阪先生のお話と重なる部分があると思うんですが、戦後ずっと重層下請構造が続いてきて、外注比率が大幅に上がってきていて、逆に、この10年ぐらい、そこは高どまりをしているということです。

こちらにも書かれてありますように、重層下請構造は、歴史的な、ある意味、必然的、合理的な結果として、進んできたわけですが、やはり、もう一度、ここで重層下請構造の問題点の質的な変化、今、何が問題になっていて、それは10年前の何と違っているのかということ、きちんと実態を把握する必要はあるのではないかと。

残念ながら、くいの問題以降、羽田の問題が出てきていたり、どうやら、思っていたことと違ったようなことが、いろいろと出てきているのではなかろうか。前々回のときに、小澤先生から、建設業法を一旦見直したらいいのではないかというお話もありましたけれ

ども、やはり、重層下請構造の問題点の質的变化をまず1つ、明確に確認する必要があるのではないかということが1点です。

もう1点なのですが、事は建設業界のみならず、国土交通省はさまざまなところにご対応されていて、最近、さまざまな不祥事が、自動車ですとか、いろいろなところに出てきているわけですが、それを見るたびに思いますことが、新聞のコメントを見ていても、必ず不祥事の原因を、経営者の倫理観に置きかえる論調がすごく目立っております。それで、世の中が納得したような雰囲気であることが、私の立場からすると、非常に怖い。

むしろ、経営者の倫理観などを監視・監督するものがガバナンスの役割でして、あるとき、ある団体のトップの方が、いわゆる企業不祥事は、コーポレートガバナンスの問題ではない、経営者の倫理観の問題だと言われたことがあるのですが、そうではない。

むしろ、経営者に集中している権力・権威を監視するためのガバナンスが、例えば、建設業界の場合、現場に必要なのかもしれませんが。あるいは、元請に必要なのかもしれませんが。そういったものを少し検討するような時代に来ているのではなかろうかなと思っております。

以上2点です。

【大森委員長】 ありがとうございます。ほかいかがでしょうか。

才賀委員、どうぞ。

【才賀委員】 才賀です。重層下請構造の問題点ということで、非常に的確にお書きになっていて、よろしいかなと思いますけれども、それでは、これだけ書いて、ものを誰が責任をとって、誰がやるのだというところが抜けているのではないかと思います。

それと同時に、オリンピック以前までは、やはりゼネコンが労働者を抱えて、仕事をしていたものですから、下請問題というのは、下請のおやじはほとんど人夫出したいなものだった。それが、だんだん、だんだん企業化されて、世の中が変わってきた。変わってきたにもかかわらず、ずっと今でも親と上と子供がいる。この三つどもえが直らないんです。

ですから、今の有数の事故があっても、誰か責任をとれば終わってしまう。それで、臭い物にはふたをしろということで、終わってしまうので、やはり、私は、ここへ来て、この時期に、親と子供と上を対等にして、ゼネコンがやるにしても、専門工事会社がやるにしても、国が公共工事をやるにしても、民間が工事をやるにしても、全員が同じものにぶつかっていないと、公共だからいい、民間だからだめだという振り分けはないのではな

いかと思います。

問題点が大変大きいと思いますけれども、法律も1つにするのか、2つにするのかわかりませんが、何かそういうふうにして、大きく流れを変えていかないと、直っていかないのではないかと思います。

以上です。済みません。

【大森委員長】 ありがとうございます。

谷澤委員、どうぞ。

【谷澤委員】 今までの意見と重複すると思いますけれども、非常によくこの問題点はまとまっていると思います。

ただ、この後の民間工事の発注者云々の議題にもかかわるのですけれども、やはり、基本的には実態の把握と責任の所在といったものがはっきりしないと、次のステップに行かないのではないかと。

請負契約等の適正化と書いてありますけれども、多分、基本的には発注者あるいは元請、下請、2次下請、それぞれの責任があるはずなので、そのところの実態を把握していかないと、多分、次の議論も空論のようになってしまうので、ここの問題点の把握はよくできていると思いますので、ここの実態をもうちょっとちゃんと捉えておかないと、この先の議論に行かないのではないかと気がいたします。

【大森委員長】 ありがとうございます。

勝見委員、どうぞ。

【勝見委員】 資料にも書いてあります通り、工事内容の高度化等による専門化・分業化が非常に進んでいまして、1つのものをつくるのに、従来の建設業法が想定している元請、1次下請、2次下請というラインの会社だけでは、建物ができなくなっているという面があります。

材料の提供であるとか、あるいは、技術的サポートといった面で、元請、1次下請、2次下請に入っていないような人たちの知見がないと、設計ができないし、施工もできなくなっています。

ということで、建設業法のカバー範囲ということにも絡んでくるかもしれませんが、もし、今の建設の生産体制全体を建設業法でカバーしようというのであれば、先ほど委員長がおっしゃったことに関係するかもしれませんが、請負関係だけでは整理できなくなっているということかと思いますが。

重層下請の問題からは外れるかもしれませんが、こうした横からの必要な関与については、施工ラインからは排除するとしても、例えば技術支援といった形で生産体制の中に残しておかないと高度化した今の建設物を完成させることができないという実態があるという事は、ご理解いただきたいと思えます。

【大森委員長】 ありがとうございます。とりあえず、先へ進もうと思っているのですが、ほかにこれだけはこのご意見の方、よろしいですか。

次に、資料2、民間工事における発注者、元請等の請負契約等の適正化について、事務局からご説明ください。

【北村建設業課長】 それでは、資料2についてご説明申し上げます。

資料2につきましては、民間建設工事の適正な品質を確保するための指針ということで、実はこれは今までのご議論も参考にさせていただきながら、私どものほうで、民間発注者、元請の工事業業団体の方ともディスカッションをしながら、現在、指針を作成している途中段階の概要でございます。

内容につきましては、まず、はじめにということで、建設工事につきましては、地中の状況や近隣対応などの工事開始時点では想定されなかった施工上のリスクが常に存在する。このリスクについて、しっかりとした協議を行うことなく、請負契約を締結し、工事を開始すると、リスクが発現した場合に、工期や金額変更など、いろいろ問題があり、円滑な工事施工に支障を来す。

リスクの発現を防ぎ、円滑な工事施工を図るために、関係者間が十分理解し、リスク負担の考え方について、共通認識を図ることが重要だ。

この施工上のリスクに関する協議項目を整理して、民間工事指針として取りまとめる。これが、ひいては、消費者や利用者の建築物等に対する不安解消や、安心して住宅購入や施設利用を行うことが期待されるといったことでやっております。

とにかくリスクの問題をしっかり契約前に受発注者間で話し合うということが、最大の眼目だということで書いております。

2番目に、関係者間の基本的役割ということで、発注者、施工者、受注者、それぞれ書いてございます。これは、この委員会でもいろいろ議論として出ましたけれども、発注者の責任という言葉が今まで議論として出ておりますけれども、これは公共発注者なら、いざ知らず、民間の発注者でございますので、いろいろ技術的な知見があるところもあれば、

ないところもございますので、あえて指針の中では、発注者の責任という言葉は使わずに、役割ということで書かせていただいております。

特に民間発注者についての役割は、必要な調査を調査会社等に行わせるとか、あとは、受注者と工事契約を締結し、関係者間の調整・指示などの全体の管理運営を行い、安全な建築物等を提供する。最終的に、当然、安全な建築物等を提供する。

そういう意味では、責務というか、役割を負っているわけですがけれども、ただ、民間の発注者でございますので、自分が、全てそういう技術的なことを把握していなければならないということにはなりませんので、そこは、契約の中で、調査会社を使って、調査をするとか、または、設計会社を使って、設計をする。当然、みずからが全てをやる必要はございませんので、そういう契約上の役割があるのだということを書かせていただいております。

設計者、受注者については当たり前のことを書いてございます。

3で、事前準備の重要性ということで、先ほどのはじめにと重なるところがございますけれども、そういうリスクを防止するための事前準備が必要だということを書いております。

少し飛ばさせていただいて、5番目でございますけれども、関係者間の協議項目ということで、では、施工上のリスクはどういうものがあるのですかということは、以前も概略をお示ししてございますけれども、ここに地中関連、設計関連など、今回特にくいの問題で、こういう話が起こっておりますので、支持地盤の深度ですとか、その似たような話で、地下の水位ですとか、土壌汚染など、いろいろなリスクがございます。

これについては、あらゆるリスクを網羅的に把握することは困難ではありますが、少なくとも建設工事に共通する協議項目についてリスト化し、関係者が共通認識を持って、事業を進めることが必要であるということでございます。

今までは何となくと言ってはあれですがけれども、契約書の中で、従来からこの契約書でやってもらっていますということがあるわけですが、特にこういうリスクについては、受発注者間で一つ一つ確認をして、協議をしていただいて、こういったことが起こったら、このリスクはこちらでとるということをよく話し合ってくださいということが重要であろうということでございます。

特に留意が必要なということで、地中関連のリスクについては、とにかく目で見えないところでございまして、それが建物の安全性に非常に関係するということですので、これ

を特に留意が必要だということで挙げさせていただいております。

6番で、工事請負契約の締結ということでございまして、建設業法の趣旨は改めてということでございますけれども、建設工事を発注者や受注者が、対等な立場における合意に基づいて公正な契約を締結して、誠実に履行するというところでございます。

契約締結に際して、工事の内容と請負代金と工期は、先ほどリスクを議論するのだということを書いてございますけれども、そういった工事の内容とそこで潜在的なリスクをどちらが負うのかを含めて、トータルの請負代金がどうなるのだとか、工期をこのように設定するのだということ、受発注者間で、しっかりと建設業法の趣旨にのっとり、議論していただきたいということでございます。

契約実務における留意事項ですとか、法令遵守の重要性は当たり前でございますけれども、今までも受発注者間の法令遵守ガイドラインを出させていただいております。ほんとうに一方的に受注者が負担させられているような場合は、業法違反であるとか、これは、当然、元下間でも同様でございます。不当に安い請負代金、いわゆる指値発注といったことは、過度に慎む。これは念のためでございますけれども、改めて書かせていただいております。

大体、概略は以上でございます。

【大森委員長】 ありがとうございます。それでは、ただいまの説明に関して、ご質問、ご意見等がございましたら、ご自由にどうぞ。

どうぞ。

【古阪委員】 この発注者の問題も、かなり前、25年ぐらい前に、土木系は、施工条件明示がはっきりとうたわれた。そのときに、建築系はBCSが中心に頑張られたのですが、結局、できなかった。その後、民間もできるかなと思ったら、結局、できてないのです。

その施工条件明示は、公共工事で土木。そこで調べていただきたいことは民間土木でどうなっているか、一方で、国の発注で、施工条件明示は、建築でどこまでできているか。ここに書いてあることは、発注者の責任は施工条件を明示して、それが契約の図書の一部だということ。これは非常に重要なことで、当たり前昔からある用語であり、公共土木のようにそういうふうに行っているところもあるわけですが、やはり、そういうところの実態はつかまないとけない。特に契約との関係で、どういうふうに行われているかということが非常に重要であります。

当時、土木は喜ばれて、建築は悔しいということ、まざまざと覚えています。ぜひともそこを検証してもらいたいと思います。

【大森委員長】 ありがとうございます。今、先生におっしゃっていただいた施工条件の明示に関しては、施工条件範囲リストが振興基金の委員会でできているのです。それがうまく浸透していないということをご指摘されているのだらうと思うのですけれども、既に条件リストは、今、各専門工事別に結構できているのです。それをできるだけ浸透させようという努力を続けている最中だとは思いますが、少し影が薄くなっているかなとは思いますが。今、先生は、そのことを前提にしたご発言だと思います。

ほかに何かございますか。

どうぞ。

【伊藤専務（岩田委員代理）】 岩田の代理で参りました、全建の専務の伊藤でございます。

まず、この指針の案の中で、関係者間の協議事項というもの、特に5番目のところで、リスト化しながら、事前の段階で、どういうものについて、リスク分担について協議を進めたということをはっきりとすることは賛成であります。

ただ、実際の施工段階、施工現場の中で、あらかじめ予測が困難なものも結構あるようにも思います。そういう意味で、施工途中の段階で、判明したリスクについても、関係者間で早期に解決することが、適正な施工を行う上で、重要な要素になるように思いますので、ぜひ、この指針の中でも、施工途中における協議の必要性というようなものについても明記していただいたら、充実したものになるのかと思う次第でございます。

それ以前の問題かもしれませんが、どうしても公共工事の中では、改正品確法の中で、品質確保が極めて大事なテーマでということで、受注者側が適正な利潤を確保できるような請負契約の取組等が定められたわけです。

もちろん、民間工事について、全て同じというわけではないですが、やはり、品質確保をはじめとする、受注者責任がしっかり果たせるような請負契約の取組が行われるような、ある意味では、改正品確法の理念に準ずるような思想、例えば、民間工事の適正な品質の確保に関する指針みたいなものを、ぜひ今の受発注者間の指針の充実みたいな形で、ご検討いただければいいのかなと思う次第でございます。

以上です。

【大森委員長】 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

勝見委員、どうぞ。

【勝見委員】 2ページ目の関係者間の協議項目というところに、協議項目についてはリスト化し、共通認識を持って事業を進めるという表現がありますけれども、これを民間工事指針という形で打ち出すのであれば、この協議項目をチェックリストとして項目化するだけではなくて、やはり、それぞれの項目について、リスク負担の基本的な考え方を盛り込むべきではないかと考えます。

建設工事は、基本的には個別の一品生産ですので、個々の契約は民々の当事者間の協議の結果にならざるを得ませんけれども、今回のくい問題を受けて、この委員会で検討した結果、民間工事はこういう考え方でやるべきだという指針ということであれば、標準的な考え方はこうですという形を示して、契約条件の協議に当たっての出発点になるようなものにしていただくと、施工者側としては、非常にありがたいと考えております。

【大森委員長】 ありがとうございます。ほか、いかがですか。

私のほうから、一、二点コメントさせてください。この問題は、建築生産に関与している人々の役割の話で、その視点としては、建設の生産システムとして、リスクをどこで減らす努力をすることが一番合理的なのか、どういう役割を誰が担うのが一番合理的なのかという視点で考える必要があると私は思っています。

そういうことからすると、はじめにですが、リスクが常に存在する。それは、そうです。プラス、減らす努力をするということをしていただけると、ありがたい。できるだけ、工事をする前に、減らせるものは減らす。発注者の必要な調査を詳しくすれば、するほど、減ると思います。全部は減りませんが、リスクの多い、少ないには、関係してくるという気がします。

協議ですが、基本的な考え方としては、こういうリスクを、誰がどういうふうに負担することが、一番合理的なのかというところをまず押さえて、それ以外のところは、自由に協議するという区分けの仕方もあるかなという気がしています。

もう1点は、6番の請負代金について、協議する必要がある。これはもう当然なんです。現場はお金が決まらないことが、結構多いと思います。

そのときに、建設業法第19条からすると、工事ができないことにはなりますが、もし協議しても決まらないときは、例えば、協議中とか時価はだめなのでしょうか。

これは、民法の世界では、請負代金が決まらないままで、工事が完了すると、それは時価として契約したものと考えられます。ということは、逆に言うと、下手に金額を決めな

いで、工事をやって、最後、決まらなかったら、裁判をしたほうが高くとれることもあり得ます。これが民法のルールです。

こうしたことを考えると、請負代金をとにかく決めなければ、業法違反だという形でほんとうにいいのかなのです。これは、ご一考の余地があるかなという気がしています。

ほかにいかがでしょうか。

どうぞ。

【齊藤委員】 ありがとうございます。先日、日本マンション学会で、傾斜マンション事件を踏まえて、消費者は現制度でどこまで守られるかというシンポジウムをいたしまして、どこに皆さんご関心があったかという、やはりこの問題でして、ディベロッパーと建設された方が、どういうふうに責任を持っていただけるのかと、大変ご関心が高くて、やはり、決まっていないとか、そのポイントが不安になっていたという意味では、こういった指針が出て、契約がきちんとされていくということは、非常に重要なことだと思います。

ですが、契約の中身を消費者にどこまで見せるかということは、また検討で、全部見せればいいというわけでもないということもありますので、その点も踏まえて、ちょうど2ページの一冊下のところに書いてある、やはり、こういったことをすることが、住宅購入を行う消費者の不安を解消するのだということは、全くそうだと思いますので、その視点で、ぜひこういう契約を進めていただけたらと思います。

以上です。

【大森委員長】 ありがとうございます。

1点だけ足しておいてください。協議項目リストの件ですけれども、実は、中建審の勧告を受けてできている民間連合約款の中には、それなりにいろいろ書いてあります。共通の情報として、ご提供しておきます。

高木委員、どうぞ。

【高木委員】 2ページ目の6番の法令遵守の重要性のところなのですが、現実的にどうやっていけばいいのかという質問でございます。

昨今は大分減りましたが、一時までは大手のゼネコンにおいても、工事損失引当金という勘定科目で、数百億円レベルの引当金が計上されている。当然、受注契約時点での損失

引当金の計上は、不当廉売の疑いがありますので、行われてはいないとかたくなに信じておりますが、受注契約後、半年ないし1年が経過したときに、工事損失引当金が大幅に増加する。ただ、それが、受注者側が一方的に負担させられているのかどうかということは、外からは判断がつかない。

ただ、いずれにしましても、1社当たり数百億円、業界全体トップ4社だけで、1,000億円近い損失引当金が計上されてきたということが歴史でございまして、実際、現実、今、工事量が非常に豊富で、利益率が改善されてきておりますので、この点、大分減ってきてはいるのですが、いずれ建設投資がマイナスになっていったときに、同じようなことが発生するのではないかと考えております。この法令遵守の重要性はもちろん重要なのですが、現実的にどういうふうにしていけば、そういったことが守られるのかという示唆があればいいかなと思っております。

【大森委員長】 ありがとうございます。

丹羽委員、どうぞ。

【丹羽委員】 今、高木委員と大森委員長のほうからも、価格の話等が出たので、もう一つの要素で、工期の話ですか、マンションのとき、やはり契約工期をとにかく満たさなければいけない。いろいろわからなかったリスクで、こういう地盤の話があったのに、工期絶対という話がありますので、ここの基本的な考え方、協議項目、処理の話の中で、工期については、やはり、どこかにちゃんと書いていただかないと、それは契約どおりにできてもいいんですが、すばらしくできの悪いものができてしまうということになりますと、消費者の不安は全然消えないような気がします。

工期の問題は、強調しても、強調し足りないかなと思うことは、海外の工事に比べて、契約工期をすごく絶対視する風土が、日本の建設業界にあるような気がしまして、海外だと、いろいろな事情でおくれることは、もうほぼ通常的な話で、さすがにガウディのサグラダ・ファミリアみたいに、何百年かけて工事することもどうなのかわかりませんが、そこら辺は強調していただければと思いました。

以上です。

【大森委員長】 ありがとうございます。

谷澤委員、どうぞ。

【谷澤委員】 今、工期の話が出たんですけれども、工期は非常に大事だと思いますので、そこを記載すること自体には、もちろん反対はいたしません。

ただ、ちょっと別の立場から申し上げさせていただくと、工期といっても、基本、例えば、マンションを例にとった場合に値切りが終わって、くいの仕事が終われば、基本的なリスクはそんなにはないのです。

その先の工期を、例えば、販売した後、引き渡しの約束をして、販売するわけですから、その先で何かあって、工期がおくれるということは、今度、消費者にとって、非常に不利益。例えば、学校の問題、今、住んでいる場所の売却の問題などに関係するので、工期は大事だということで、あえてそれは否定しませんが、逆の立場からいうと、そういう問題もあるということなのです。

ですから、リスクはもちろんあるんですけれども、どこまでのリスクを誰が負うかというあたりをちゃんとしておかないと、一方的に、何となく施工者側の立場だけから議論をしていると、やはり、買う方にとっては、工期は大事な部分もありますので、そのあたりもよく頭に入れた上で、工期という言葉を使わないと、まずいのではないかという気が私はいたします。

【大森委員長】 ありがとうございます。

古阪委員、どうぞ。

【古阪委員】 契約の話になりますと、前にも申し上げましたけれども、やはり一式契約を前提にしている話なのです。ここの民間工事は、多分そのまま、大森委員長がおっしゃったように、民間連合の約款でいうと、95年続いている。

しかし、リスクということではありますと、国際的には、設計と施工を分けてみたり、あるいは、設計をもっと細かく分けてみたり、いろいろな多様な発注方法が出ています。分離発注は工事では典型的な例です。

そういうことからいうと、今回の基本問題小委員会で、一式でとりあえずまとめるという部分は必要だと思いますけれども、やはり50年続いてきた契約、建設業法というものの中で、多様な発注をどう盛り込むのか、あるいは、盛り込まないとすれば、今後どうするのかということなのです。

工期の問題も全てそういう契約、あるいは、契約約款の中、契約図書の中で処理されるというルールですから、あまりにも日本が今までそういうことが係争になってこなかったか、表に出てないから問題視されなかったわけですが、やはりそこに目に向けると、国際的にはとんでもない目まぐるしい動きがありますので、ぜひともその視野は入れていただきたいと思いますし、我々、約款委員会としても、そこを随分注目していますし、

研究者としても、ものすごく注目しているところなのです。

【大森委員長】 ありがとうございます。

藤田委員、どうぞ。

【藤田委員】 5番の関係者間の協議項目のところですけども、基本的に新築を対象としていただいているのではないかと思うのですが、これからは改修ですとか、大規模な修繕のこともありまして、そういう場合は、より不確定な要素が多いのではないか。例えば、図面と整合性がとれていないとか、いろいろなことがあり得ますので、そちらもぜひ視野に入れていただくとよいのではないかと思います。よろしくをお願いします。

【大森委員長】 ありがとうございます。ほか、いかがですか。よろしいですか。

それでは、予定した時間もありますので、先に進めさせていただきます。

次に、資料3の施工に関する適切な情報開示のあり方について、事務局のほうからご説明をお願いします。

【北村建設業課長】 それでは、資料3に基づきましてご説明いたします。

これは2つの内容でご議論をいただいたと思いますけれども、1つは、引き渡し段階におけるエンドユーザーへの情報提供についてということでございます。これは、今、マンションの引き渡し段階において、情報提供のあり方について、見直すべき点はあるか、ないかということでございます。

現在、マンション管理適正化法に基づく情報提供ということで、真ん中の箱にありますような①番から⑩番までの情報提供がでございます。この委員会でも、地盤情報が必要ではないかというご議論があったんでございますけれども、これは、実務等を確認したところ、通常は、⑩の構造詳細図に含まれるということでございます。

実態は、エンドユーザーに引き渡す情報のほかに、建築許可、許認可の関係書類ということで、中間検査、完了検査等の中で、いろいろな書類が、設計者から特定行政庁のほうに出されるような情報がございまして、くいの施工報告書は、一般には中間検査書類に含まれるということになってございます。

これは参考情報ということでございますけれども、エンドユーザーへの情報提供ということにつきましては、これまでの議論で、11種類の図書について、さらに何か広げるといことは、特にご意見を頂戴しなかったと理解してございますけれども、ただ、1つは、地盤情報がちゃんと構造詳細図に含まれているということ。

また、11種類はそのとおりだけれども、情報の密度が非常にばらばらであるというこ

となので、これについて、もうちょっと統一的な周知徹底ということをやったらどうかということ、今回の委員会の方向性として、まとめたらどうかということが、1枚目のご提案でございます。

2つ目でございますけれども、これは、建設業者による施工に関する情報の保存ということでございます。表になってございますものは、現行制度を書いているものでございますけれども、現在、元請、下請について、それぞれ帳簿や当初の保存が定められておまして、基本的には契約書ですとか、建設工事の注文者との打ち合わせ記録や施工体系図といったものが保存の対象になってございます。

2の箱の中ですけれども、1つは、既存ストックの有効活用ということから、リフォーム等を行うときに、何か情報が不足するということがあるということ、施工の内容について、事後的に確認をするという必要性があるのではないかとということで、施工の内容について事後確認するとか、修繕のときの情報というもので、ほかにも建設業者が一定期間保存することを規定する、こういうものを保存するということ、法令上規定する必要があるや、なしやということで、例として、施工計画書、施工要領書ですとか、完了検査において必要とされる図書・書類ということ、例示等を書いてございますけれども、こういったものについての保存義務というものを検討する必要があるかどうかを、ご意見を頂戴したいかと思っております。

説明は以上でございます。

【大森委員長】 ありがとうございます。この点に関するご意見・ご質問がございましたら。

私のほうからですが2ページの下箱ですけれども、具体的な情報で、何かないかということは、この委員会では、なかなか難しいのではないのでしょうか。この考え方は、この委員会で、十分、先生方からお聞きできると思いますが、具体的にこの図書が必要だなどということは、ちょっと無理かなと思いますので、ほかの先生方も、そのつもりでご発言いただければ、ありがたいと思います。

私のほうから、質問ですが、1ページのくい施工報告書は、実は中身はどういうものなんでしょうか。

くい施工報告書は、一体どういう種類のものが、どこまで要求されているのかということ、もしわかるようであれば、調べていただければ、ありがたいです。

【北村建設業課長】 法令上の位置づけを、私もよく理解していません。先般のくいの

問題のときに、住宅局等で調べた内容ですけれども、くいの問題になったデータを流用した種類といったものも全て提出をされておまして……。

【大森委員長】 提出されているのですか。

【北村建設業課長】 はい。中間検査のときに、特定行政庁のもとには行っております。

ただ、実際問題として、書類の山をどさっと渡されても、それを特定行政庁の職員が一つ一つ照らし合わせるということは非現実的ですので、一応、書類としては提出されていたけれども、それで、特に流用などは見抜けなかったということで、かなりそういう細かい書類も提出されていることは、提出されているということだそうです。

【大森委員長】 そうですか。わかりました。ありがとうございます。

もう1点、地盤情報は、構造詳細図に含まれることは、わかりました。

でも、地盤情報の共有化という論点は、今回はないということでもいいのですか。

【北村建設業課長】 それは、前々回から、ご議論をいただいております。今回は議題からは、対象外ということです。

【大森委員長】 ということですね。

【北村建設業課長】 はい。

【大森委員長】 わかりました。ほか、いかがでしょうか。

どうぞ。

【齊藤委員】 ありがとうございます。マンションの情報に関しましては、問題が起こったとき、速やかに対処できるために、確実な情報を管理組合に渡していただきたいということが、まず基本の考え方です。私も建築は詳しくないので、この情報以外に何が要るかということはわかりませんので、ぜひ、そういったところは別なところでご議論していただけたらいいかと思えます。

心配していることは、ほんとうに11の書類がどのぐらいちゃんと引き渡されているのかということ、今おっしゃられましたように、11種類だけでも、いざというときに、中身がほんとうに使えるものになっているのかどうかということが問題かと思えます。

地盤情報は、通常は書いてあるけれども、通常が、どの範囲のところか、ちゃんと引き渡していただいているのかということとして、構造詳細図の中に地盤情報を含むということが、きちんと明記されているということも必要かと思えますし、くい施工報告書も、一般にと書いてありますが、一般がどのぐらいかということもありますので、ぜひ、そういった情報もしっかりと引き渡していただけたらいいのではないかと思えます。

次の2ページ目との関連で申し上げまして、マンションを買った人は、管理組合の方は、何かあれば、ディベロッパー、分譲会社に問い合わせわけですから、建設業者が幾ら図面を持っていても、分譲会社に問い合わせるといことになりますので、管理組合の方がどういうふうにしたら、情報がもらえるかというツールを確保していただきたいと思います。ディベロッパーが倒産した場合には、建設会社に行けるかもしれませんが、そのツールをぜひご用意いただきたいと思います。

保存期間が、今10年とありますが、問題がわかってくるというか、明確になるのが、10年より長い、後ろのことが多くて、ほんとうに10年でいいのか、では、永遠に持っているのは大変ではないか。建設会社も、分譲会社も、みんないろいろな図面を永遠に持っていることは大変ではないかということもありますので、新築時の情報であれば、ぜひ、それを電子化して、どこかに登録する。既にマンションであれば、みらいネット、また、住宅電子情報システムといって、日本国中の住宅を電子化してお預かりできる制度もごございますので、そういったものも活用しながら、より効率的に、1つの図面が効率的に使われるようなシステムを、これを機に構築をぜひ考えていただけたらと思います。

以上です。

【大森委員長】 ありがとうございます。

伊藤委員、どうぞ。

【伊藤専務（岩田委員代理）】 北村課長のご説明、現行の建設業法における保存義務の対象が、2ページに一覧表になっていますけれども、質問ではあるのですけれども、これについて、今回の建設業者が一定期間保存することを、対象を拡大して、法制度上の義務化みたいなことを、いきなり考えられるというようなイメージなのでしょうか。

保存をするとすると、結構なボリュームも出てくる。もちろん、電子化ということは、ともかく大事なテーマかと思うのですけれども、実態的に見たときに、先ほど言いましたように、量の問題にも関係するところもあるのですけれども、やはりいきなりの法制化ということよりは、ガイドライン的な指導みたいなこともあるのではないかとと思うのですが、どういうものですか。

【北村建設業課長】 そこはやり方はいろいろあるかと思いますが。前回か前々回の場合でも、家を建てるのには、膨大な資料が必要だというご意見も頂戴していますので、ほんとうに必要なものは、これだとか、そこは、物と必要性に応じて、義務化するのか、ガイドラインにするのかは、やり方がいろいろあるかと考えてございます。

【大森委員長】 はい、どうぞ、古阪委員。

【古阪委員】 今の問題は、先ほどの契約のところでも若干触れましたけれども、国際的に言うと、日本のように簡単な契約図書で、工事をやっているところはないのです。

ただ、日本は相互の信頼のもとで、ずっと続いてきたということにおいて行われている。ですから、例えば、ごくわずかの資料で、簡単に契約どおりに入ってしまうのです。欧米だけでなく、シンガポールでも膨大な契約図書が用意されています。

そういう中で、何をどこまでやるのかということは、ここではないにしても、きちんと法制化するという前に、ほんとうに何が必要かということをやっておかないと。

先ほど齊藤委員がおっしゃったように、これもあれもつくったほうがいい。それはいいに決まっている。しかしその費用は、ある限度以上は全て、発注者なり、消費者の負担ということになります。全てを出すかわりに信頼できるところに頼んでしまえば、何もやらないということもあるでしょうし、いちいち心配だからやらないというふうに、この選択は全て契約において決められるわけですから、そのマナーは、日本人が極めて弱いところなんです。ですから、その部分は間違いないように、きちんとつくられる的な感覚のもとでやらないといけないと思います。

【大森委員長】 ありがとうございます。ほか、いかがですか。よろしいですか。

それでは、資料4、中小建設企業の企業再編の促進について、事務局のほうからご説明をお願いします。

【北村建設業課長】 それでは、資料4でございますが、中小建設企業の企業再編の促進ということで……。

まず1ページでございますが、問題意識が書いてございますけれども、高齢化だけではないと思いますけれども、こういったことに伴いまして、後継者問題を経営上の優先課題と位置づける建設企業が増加してございます。

こういった中で、今後、施工能力のある中小建設企業が廃業するという可能性がございまして、仮に廃業するといった場合に、そこで、蓄積された地域のそれらの企業が有する技術力や人材といったものが、会社が廃業することによって、雲散霧消してしまうということであれば、地域の守り手としての建設業者の役割が果たせなくなりますので、こういったものをいかに有効に活用することができるかということが問題意識でございます。

一方で、将来の建設需要を見据えて、廃業とは別に、事業の拡大、生産性向上という観

点から、合併を検討するという企業もあろうかと思しますので、こういう建設会社のニーズに応じて、合併ですとか、事業の譲渡ということを円滑に実施できる環境整備が必要ではないかというものでございます。具体的には2ページ以降でございますので、そちらでご説明します。

まず2ページ目でございますけれども、合併における許可・経審制度上の課題への対応ということで、いきなり各論にはなりませんけれども、現在、企業が合併するときに、1つは、建設業の許可と経営事項審査と2つの手続が必要になってございます。

例えば、A社がB社を吸収合併するということには、B社が持っていた許可の業種で、例えば土木一式の会社が建築一式の会社を吸収合併するということになりますと、新しい会社は、もう一度、建築一式の許可を取り直さないと、建築一式の仕事ができないということになってございます。

現在はあくまでも別の会社の取っていた建築一式の許可を、そのまま引き継ぐというわけにはいきませんので、どうしても吸収合併してから、もう一度、許可を取り直すということになってございまして、それについての空白期間が発生ということになってございます。

経営事項審査についても同様でございまして、新しい会社が許可をまず取っていただいた上で、さらに新たに取った建築一式についての経営事項審査を受けて、点数をお出ししてもらおうということになってございまして、時間的なロスがかなり生じるということになってございます。

これにつきまして、許可、経審につきましても、なるべくその時間のロスをなくすために、例えば、許可、合併手続が入ったら、もう合併後を前提にして、事前に許可の手続を始めるとか、経審につきましても、そういう事前準備を早目に始めるということで、その時間的な空白期間をなくして、合併をしたら、合併後に新たな体制で、なるべくすぐにお仕事ができる、公共工事に手を挙げられるということを工夫したらどうかということになってございます。

3ページ、4ページ目は、ポンチ絵で概念を描いてございますけれども、考え方としては、今、言ったことになってございます。

5ページでございますが、廃業に伴う技術者の円滑な移行ということで、これは、かなり思い切ったご提案をさせていただいております。例えば、今、申し上げましたA社がB社を吸収合併するときには、当然そこで経審等になるわけですが、これは、例えば、

A社の事業承継が困難であり、廃業後に、B社がその技術者等を受け入れるということをございます。

下にポンチ絵がございますけれども、A社が完工高3億円で、技術者が何人かいて、B社が完工高10億円ということをございます。こういったときに、これはあくまでもA社、B社は別の会社でございますけれども、例えば、A社が廃業したときに、この技術者を丸々、B社が引き受けるというときには、実態としては、やはり、建設業において、技術者が会社の財産であり、能力でございますので、引き継いだ人を評価しまして、B社がより能力の高い会社になったということを経審で評価をしたらどうか。

具体的には、現在、技術者につきましては、技術者を点々と動かすことを排除するために、6カ月たたないと、経審上カウントできないということになってございますけれども、これを特例として、廃業の会社から受け入れた場合には、6カ月たってなくても、すぐにB社の技術者として評価をする。

さらに、A社が持っていた技術者の経験を、そのまま完工高として評価をして、引き継いで評価をする。そして、B社は、A社の職員がやった仕事も、B社がやった仕事ということに計算して、経審の評価をするということをやったらどうかというものでございます。

6ページ目でございますけれども、合併に係る入札契約上の課題ということをございます。合併については、何年か前の基本問題小委員会でも、いろいろご議論いただきまして、そういった中で、地域要件や入札の参加の等級を考慮するということがご議論されておりまして、これは、地方公共団体ごとにかなりいろいろな制度に、既に取り組んでいただいております。

7ページ以下に特例の導入状況などがございますけれども、8ページにございますけれども、中には、導入したのだけれども、やはり廃止したとか、Lのところですが、合併特例で評価したのだけれども、過大に評価し過ぎていたので、少しやめたというところもございますので、入札契約上のものについては、現在、公共団体でかなりいろいろな試みがございますので、まずは、そこでどういったことをやっているのか、それについての評価はどうかということの検討を進めてまいりたいというものでございます。

説明は以上でございます。

【大森委員長】 ありがとうございます。

それでは、ただいまのご説明に関して、ご意見、ご質問等がございましたら、ご発言、よろしく申し上げます。

伊藤さん、よろしく申し上げます。

【伊藤専務（岩田委員代理）】 地域の建設企業の状況からして、合併をしながら、経営を強化する。あるいは、廃業をせざるを得ないというときに、そこで働いている人たちを上手に地域の中で、新しい企業なりに移行させながら、地域全体としての力を維持していくということ自体、とても大事なテーマだろうというふうに思っております。

この議論の中で、資料のタイトルの中で、企業再編の促進というものですから、どきつとしているわけですが、先ほど言いましたように、いろいろな企業の戦略の中で、合併だとか、廃業だとか、そういったことについての環境整備しながら、いかに円滑化していくという観点で、議論を、今の北村課長のご説明は、そういうことだったと思います。根っここのところが促進をするということ、どんどん合併のほうに進めるということであるとすれば、そこは相当な議論が必要なのかなと思っております。

おっしゃられた入札制度上の特例の話についても、やはり功罪両面、いろいろあるのかなとも思っております。私どもにもいろいろな声が聞こえてきますが、やはりしっかり現状を確認しながら、地域の建設企業のあり方を踏まえながら、国としても、いろいろな自治体に対する指導もやっていただければありがたいと思っております。

以上でございます。

【大森委員長】 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

私のほうから、1点だけ教えてください。8ページのI社なのでですが、特例措置を利用して、適用期間終了年度に合併を繰り返している。具体的にどういうことなのか。わかりますか。

【北村建設業課長】 合併すると、入札の評価が上がるものですから、何度も、何度も合併して、その瞬間だけ水増しした評価で、入札してもらおうということ……。

【大森委員長】 でも、合併しているから、3社が2社になり、2社が1社になり、結果的にどんどん減っているという意味ですか。何かちょっとよくわからない。

【事務局】 実質、ほとんど実態のないような建設会社を見つけて、合併しますと、10から15%の加算措置もありますので、そういう会社を見つけて……。

【大森委員長】 休眠会社みたいなものを見つけてくる？

【事務局】 はい。それをタイミングよく見つけると、加算になりますので。

【大森委員長】 なるほど。わかりました。了解です。ありがとうございました。

ほか、いかがですか。よろしいでしょうか。

丹羽委員、どうぞ。

【丹羽委員】 いろいろな促進策で合併を早期化していくという手段を、今回用意していただくということは、大変ありがたいのですが、今のペーパーみたいな話もそうでしたが、片方で、建設会社は実態があれば、瑕疵保証責任が残っている期間の管理はちゃんとされているのでしょから、審査の中で、やはり、ほんとうに瑕疵保証責任の管理状況を見て、実態がないペーパーの会社の合併は、ここの座布団1枚、2枚を上に乗せるみたいな話の中から排除しないと、真面目にやっている会社にとっては、逆に迷惑な話になるので、お気をつけいただきたいと考える次第です。

一定の条件ではということ、4ページが一番下の行に書いてありますけれども、合併の合算した決算書も、お互いの会社同士でやりとりしていると、それなりに、会計上、正しく決算書をつくることは、そんなに簡単ではないはずなので、一定の条件のもとという中身を専門的に検討していただいて、あまり不公正なことが起きないように、あるいは、また、それを審査する地整局の担当の方や都道府県の方が、適切にチェックできるようなマニュアル等もどこかで用意していただきながら進めていただくとありがたい。余計なことかもしれませんが、お願いします。

【大森委員長】 ありがとうございます。ほか、よろしいですか。

それでは、次に、資料5に入りたいと思います。軽微な工事（リフォーム工事等）に関する対応の検討について、事務局のほうからご説明よろしくをお願いします。

【北村建設業課長】 これにつきましては、以前、この会議で、軽微な工事を行う業務のほうについての許可なり、何なりの対応が要るのではないかというご議論があったものですから、過去の経緯等を整理して、議題とさせていただいております。

まず、軽微な工事のみを請け負う者についての建設業法上の許可制度を適用除外とした経緯ということですが、これは、建設業法の制定、昭和24年のときからの制度でございます、当時の言葉をそのまま書いてございますけれども、建設工事が持つ公共の福祉との関係が希薄である。

修繕工事程度のみを行う小規模事業者にも、業法を適用することは過度な負担となるとか、その数も極めて多数となるということで、小さい工事については、許可制度の適用除外とされました。

2ページに金額の変遷を書いてございますけれども、当時は30万円ということだった

のですけれども、これが、いろいろな物価の関係などで見直してございまして、現在は請負金額500万円未満、建築一式工事については1,500万円または150平米未満ということになってございます。

ただ、今、リフォーム工事が非常に増えてきてございまして、リフォーム工事につきましては、大宗が軽微な工事ということになってございます。こういった中で、リフォーム工事についての電話相談など、いろいろ増えてございますという実態を、後ろのほうにつけさせていただいております。

こういう状況を踏まえて、軽微な工事のみを請け負うものについて、特にリフォームに限らず、新築でも同様でございますけれども、発注者保護の観点から、一定の関与を行うといったことが考えられるかどうかということでございます。

軽微な工事を行う者について、例えば、許可は重過ぎるとしても、例えば、届け出させるとか、登録する。これにつきましては、一方で、リフォームにつきましては、住宅リフォーム事業者団体登録制度ということで、団体を登録していただいて、そこで、優良な企業を団体の中で育成するというか、それを内部の規律に任せるという制度が、既に一昨年からスタートしているところでございます。

その他、仮に制度化するのであれば、業務処理についての規範化ですとか、消費者法の観点からの業務の適正化等、あとは、ふぐあいが生じたときの監督権限をどうするかというもの。

リフォームにつきましては、この委員会でもいろいろご議論になってございますけれども、新築と異なる別途の技術力ですとか、条件、いろいろなことが必要だという意見もありますので、そうすると、軽微なものにとどまらないこととなりますけれども、こういった観点についても検討しているということです。

ここは、ほんとうにまだなかなか方向性を出し切れなくて、中途半端で大変恐縮でございまして、こういった問題意識について、先生方のご意見を頂戴したいということでございます。よろしく申し上げます。

【大森委員長】 ありがとうございます。

それでは、ただいまのご説明に関して、ご意見、ご質問等がございましたら、ご自由どうぞ。

蟹澤委員、どうぞ。

【蟹澤委員】 蟹澤です。以前も申し上げて、繰り返しになる部分もあるのですがけれど

も、1つは、今日は細かく建設業法の軽微な工事の変遷をおつくりいただきましたけれども、やはり、これも、あくまで新築が前提なのかなという気がいたします。

その上で、特にリフォームに限った場合の問題点は、大きくは2つあると私は思っているんです。いわゆる詐欺的なリフォームみたいな事例を調べてみますと、そこから見えてくる問題は、1つ目は、軽微な工事とiiつつ、または、訪問販売だから、建設業と関係ないという捉えられ方もするのですが、実は、問題のあるリフォームは、例えば、訪問をして、ただそこで営業するだけでなく、お宅、耐震性に問題があるよとか、屋根の一部が壊れていて、雨漏りするよとか、シロアリに食われているよなどという、要するに、建設の専門家の診断のようなことをしているという実態があるということが1つです。

2つ目は、今、申し上げた、例えば、屋根にしろ、壁にしろ、耐震性ということにしろ、それは、住宅の品確法でいうところのほとんど全てが、構造耐力上主要な部分に当たるところについての何か診断をし、かつ、その上で、よくニュースでもありましたけれども、天井裏に意味のない金物をたくさんつけたとか、換気扇にいっぱい変なものをつけたということがあります。あれも、結構な場合、構造耐力上主要な部分にさわって、工事をしている。

要するに、金額は軽微であるのですけれども、例えば、住宅の品確法というところで見るときには、軽微ではない、構造耐力上主要な部分にかなり手をつけている。これは、インチキではないところまで広げたときにでも、やはり、知識が不足していて、必要な耐力壁を壊してしまったとか、そういう問題が生じていることを考えても、僕は、金額上の軽微であるということと、工事の内容上の軽微であるというところを分ける必要があるのではないかと思うところです。

私は、法律全てに詳しくないのですが、診断をするという行為が、排他的に建築士だけがやっていいとか、そういうものにもなっていないものですから、その微妙な問題を含みますけれども、私の問題意識としては、今、申し上げたとおりです。よろしく願います。

【大森委員長】 ありがとうございます。ほか、いかがでしょうか。

私のほうから、一、二点だけ。

建築一式だと、1,500万円以下はノーコントロールでいいということなのですから、1,500万円という、小さな住宅だと、結構建てられてしまうんだと思うのです。そういうものが野放しでいいということも、何かよくわからないということが、正直な感

想です。1,500万円は、ほんとうにいいのだろうかという気がしています。

リフォームについては、新築と異なる別途の技術力が必要、正確に言うと、むしろ新築プラスアルファの知識が必要だと思っています。例えば、配水管一つ直すにも、いろいろな影響を考えながら、いじらないと、ほんとうはいけない。多くの場合は、他への影響をいつも考える。これは、リフォームの一番難しいところだと思うのです。

工事をするときでも、めくったはいいけれども、下地が悪いことをわかっている、そのままふたして、後でトラブルになっているケースは結構多い。だから、ほんとうは、めくった瞬間に、下地のことまで考えるべきです。

もっと言うと、最初の段階で、そういうケースもあるけれども、お客さん、どうしますか、大丈夫ですかという説明まで十分した上でやるのが、ほんとうのリフォームだと思うのですけれども、実は、現実にはそうなくて、むしろ簡単な工事だという位置づけにされていますけれども、ほんとうにそうなのだろうか、と思っています。新築プラスアルファの技術力が必要なのではないか。ただ、それが、目立たないだけなのではないかという気がしています。

この点に関しては、個人的な意見ですので、ほかの先生方、ご知見がありましたら、ご意見をいただければ、幸いです。

古阪先生、お願いします。

【古阪委員】 これは、少しぼんやりしていたので、最終的には聞いてないのだけれども、設計も含めて、まず壊す技術がわかってないと、だめなのですよ。新築は壊さなくていいのです。だから、壊す部分で、明らかにプラスであり、だから、建築士でなくてもいいことが、結構……。大規模な修繕以外はできますので、要するに、野放しになっているという実態で、まだ日本人、だますことがあんまり多くない状態ではあるのだけれども、一方で、少し前に、鉄板を何枚か床下に入れただけで、1枚100万円の耐震補強をしまったというような詐欺行為もあるわけです。

そういう意味でいうと、やはり、制度的に何らかの届け出程度はさせるということをしておかないと、消費者の人が何を誰に頼んだらいいのかわからない。正直言うと、僕だって、自分の住んでいるところを何かいじろうと思ったら、誰に頼んだらいいかとわからないということが実態です。

いろいろなこと、知恵を絞れば、自分なりにできますけれども、一般の方は、知恵を絞る状況がないので、やはり何らかのそういう窓口というか、ここのメンバーなら、それな

りの変なことはしないという。あとは、契約でそれぞれ選ばないといけませんので、あまり許可を取って、どうのこうのというところまでは、負担がそれぞれに重過ぎると思いますので、ぜひともその辺のことは要るだろうと思います。

【大森委員長】 ありがとうございます。

井出委員、どうぞ。

【井出委員】 5ページのところの登録団体の制度ですが、団体がどの程度のことをやっているのかということがあまりよくわからなくて、私はセカンド・オピニオンのことは絶対必要だと思っているのですが、そういったところまでやれるほどのそういった団体なのか、あるいは、単に事業者が登録していて、それを受けつけているだけのような仕組みなのかというところで、この団体の役割を、消費者の相談窓口を充実させることによって、事態は大分改善するのではないかと。今でなくてもいいのですけれども、先ほどの先生のお話もあったので、実態を教えてくださいなと思います。

【大森委員長】 事務局のほうは、宿題でいいですか。

【北村建設業課長】 後ほど、また資料をお出しします。一応、登録するときに、登録基準がそれぞれございます。例えば、中でのこういう指導、まずは大体の中で、ルールを決めて、そのルールに違反するような会社はそもそも登録させないですとか、問題があったときの苦情があったときには、どういうふうに処理するとか、一応その団体で、それぞれルールをつくっていただきまして、私どものほうで、そのルールにのっとったものだけを登録するというところでございます。

一応、形式的には、そういうプロセスを踏んだ上で、登録するということにはなっていますが、詳細はまた整理して、お示ししたいと思います。

【大森委員長】 よろしくをお願いします。

ほか、いかがでしょうか。

藤田委員、どうぞ。

【藤田委員】 ちょっと正しいかわからないのですけれども、我々、耐震補強や耐震診断をやる側は、ぜひやったほうが良いと思っているのですけれども、実際にはなかなかそれが普及しない。

ですので、よくお願いしていることは、リフォームをするときに、実はついでに耐震補強するというふうにしていただくと、費用的にも……。リフォームに使われる金額は、結構大きいので、その一部を耐震性の確保に充てていただけると、実は耐震補強だけしよう

とすると、その後の修復のリフォームというか、修繕の手を入れるところにお金がかかってしまうので、リフォームプラスアルファでやってくださいということは、結構お願いしてきているところではあるので、そちらのほうがほんとうはやりやすいのではないかなと思っていますのです。

一方で、先ほどおっしゃったような安全性の問題が、ほんとうにちゃんとできているのかという場合もありますし、あとは、詐欺のような問題も、もちろんたくさんありますので、そういうものは厳しくチェックしないといけないのですけれども、耐震診断、耐震補強の普及という意味では、できれば、リフォームプラスアルファでできるような、それをちゃんと評価できるような仕組みがあると、本来は普及しやすいのではないかと、実は思っております。

【大森委員長】 ありがとうございます。ほかはいかがですか。

1点だけ確認させてください。

1ページのももとの制度趣旨の建設工事が持つ公共の福祉との関係が希薄であるという点ですが、当時とはもかく、現在の状況を考えると、1,500万円もしくは単発の500万円以下が、ほんとうに希薄かという疑問があります。

もう1点、極めて多数と。これは、ほんとうに多数なのですか。その実態はよくわからない。昔は多数だったかもしれないけれども、今はどうでしょうか。時代背景が違うのではないかという気がしますので、ここは何か抜本的な見方を、少し変えたほうがいいかなという気もしております。

ほか、よろしいでしょうか。

それでは、先に進めさせていただきます。技能労働者数の推計・担い手確保等施策の目標・目安の考え方について、資料6です。よろしく申し上げます。

【木村建設市場整備課長】 建設市場整備課長でございます。それでは、資料6で1枚おめくりいただきまして、技能労働者数の推計・担い手確保等施策の目標・目安の考え方ということで、前回の委員会で、今後の担い手確保・育成策の素案という形で、今後の方向性をご議論いただきまして、おおむねご賛同いただけたというふうに、私は理解しております。

そのときに、この施策をこれから実施していくに当たって、やはり、継続的なフォローアップが必要ではないかというご意見も、前回頂戴いたしましたし、また、効果測定もすぐに出てこないもので、少し長い目でいろいろ見ていく必要があるのではないかというご意

見をいただきましたので、この目標・目安を設定するとしても、この考え方はどういう考え方で整理するかということ、今回、1枚だけですけれども、ご紹介の用意をさせていただきました。

冒頭のところで、これまでの取り組みの成果と書いてありますが、これはかなり簡略化して整理してみましたけれども、青いグラフが、就労者全体、これは、全産業全体に占める建設業従事者の割合は、建設業従事者ですので、技能労働者だけではなくて、ホワイトカラーの事務職の人も含めてですが、2010年に建設投資が底を打って、そこから、順調に回復をしているということとあわせて、雇用環境の改善がなされて、ある程度、下げ止まっている。ずっと下がってきた従事者の割合は、近年下げ止まっているということが、1つ評価としてある。

その一方で、とりわけ新卒者の新卒の入職者だけを見ますと、2009年、底のときは4%だったわけですけれども、これが直近の2015年、5.6%に回復するというので、これは、やはり、担い手確保の取り組みの着実な成果として評価してもいいのではなかろうかということ、こういう個別の評価は少しできていくのではなかろうかということ、これからもこういう数値目標という、大げさですので、目安というものを設けながら、フォローアップしていきたいということでございます。

その下、論点というところがございますけれども、今ほど申し上げた施策に効果の中長期的にフォローアップするということ。

もう一つは、施策の効果フォローアップする上で、やはり、どうしても一定の前提を置かないと、長期推計はなかなか難しい状況になりますので、技能労働者数の将来推計ということで、自然体で推計してみると、こういう数になっていくということをまず将来推計いたします。もう一つは、必要とされる技能労働者数も改めて算出をして、この中で施策により、カバーしていく技能労働者数の目安を示していく。

これは、全体の数字もありますし、例えば、今ほど申し上げました新卒、あるいは、女性はどうか、高齢者はどうか、中途採用はどうか、離職防止はどうか、それぞれ効果を把握していくという取り組みが必要ではないかということでございます。

一番下に、推計、目標・目安の設定の考え方だけ、今日はお示しをしておりますけれども、一つは、自然体の技能労働者数は、コーホート法による将来の数を推計してみようと。今の世代構成を前提に、これが10年後、15年後どうなるかということ、まずは自然体で推計をしてみようということが1つ目でございます。

2つ目の必要とされる技能労働者数は、非常に難しい面はありますが、1人当たりの平均的な建設市場規模を、これまでの実績を踏まえて、ある程度設定を仮にして、中長期の建設投資見通しを出すことによって、例えば、2025年度の時点において必要とされる技能労働者数を出してみる。

この数と自然体でいったときの数のギャップを考慮して、担い手確保・育成あるいは生産性向上による施策で、どの程度このギャップをカバーしていくのかということで、技能労働者数の目安を設定して、効果をフォローアップしていくという取り組みをしたいと思っています。

今日は、残念ながら、数字までお示しできませんけれども、いろいろトライ・アンド・エラーをしながら、一定の仮定を置いて、数字をつくらなければいけませんので、次回以降お示ししたいと思っています。

2ページ以降は参考資料でございます。2ページは、コーホート法についての説明をつけております。

3ページ、4ページは、前回ご議論いただいた施策の方向性を示した資料でございますので、省略をいたします。

以上です。

【大森委員長】 ありがとうございます。この点に関するご意見、ご質問等がございましたら。

勝見委員、どうぞ。

【勝見委員】 これについては、ぜひお願いしたいと思っています。業界を挙げて、いろいろと取り組みを始めておりますが、目標を出して、その成果を見える化して、フォローアップしていくということは、取り組みを進めていく上で、絶対必要なものだと思います。

日建連でも昨年度、長期ビジョンで、将来の技能労働者の不足数を出しましたが、あの数字は実は非常にざっくりしたというか、簡便な方法で出した数でして、コーホート法でやってみようという話もあったのですが、時間的な制約やスキル不足によりなかなかうまくいきませんでした。ですから、今日の資料の内容のような客観的な目標設については、ぜひお願いしたいと思います。

【大森委員長】 ありがとうございます。

高木委員、どうぞ。

【高木委員】 大きく2点ございまして、まず1つ目が1ページ目のところでして、2本のグラフが出ておりまして、この2本のグラフを読み解くと、新卒比率は大幅に上昇しているものの、全体に占める建設労働者の比率は、一向に上昇しない。要は、新卒比率が上昇しているにもかかわらず、全体として、やめていく高齢者の方が非常に大きいということです、すごい大きな問題点をここで出してもらっているということが1つ。

もう一つは、大変恐縮ですが、担い手確保の取り組みは、着実な成果をほんとうに上げているのでしょうかというところでございます。2009年から2010年の4.0%から5.0%、2010年度は、たしか公共投資の大幅削減があった年で、世の中全体、リーマン・ショックの後で、大変な時代だったと思うのですが、2009年から2010年でのデータの連続性はクエスチョンマークではあるのですが、少なくとも2010年度を底にして、2011年以降、建設投資の対GDP比率が上昇してきているという背景がございます。

新卒の全体に占める建設業入職率の比率は、おそらく、マーケットの動向に一番影響しているはずで、それは過去を分析すれば、とれるはずですので、そこからさらに増えているのであるならば、それは取り組みの着実な成果ということでもありますので、ちょっと不十分かなということはあると思います。それが1点目です。

2点目は、前々回もお話をさせていただきましたが、そのとき私は失礼なことを言ってしまうと、国交省の予測は当たったことがないみたいなお話をさせていただいたのですが、主語は国交省ではなくて、全ての予測・推測は、基本的には当たらないというか、当てるものが目的ではないと思っております、むしろ幾つかのシナリオを置いていただいて、ケースAの場合にはこうだ、ケースBはこうだ、ケースCはどうだ、この幅を大きくして、ぜひ推計していただければなど。

予測の仕事を25年間してきたんですが、ほんとうに予測は当たらないということはよくわかっている人間でございますので、ぜひ幅を明示していただいて、ご議論していただけるといいんではないかと思えます。

以上です。

【大森委員長】 ありがとうございます。ほか、いかがですか。

田口委員、どうぞ。

【田口委員】 ここに書かれております施策については、ぜひこういう方向で進めていただきたいと思えますけれども、以前にも申し上げましたけれども、やはり重層下請構造

の実態把握と同じで、担い手、中小零細業者、技能労働者が全国的に、特に都道府県、市町村レベルで、実態がどうなのか、それも職種ごとに、年齢別にも、やはり、そういうものをしっかり正確に把握をする必要があると思います。

やはり、特に地方のほうは、技能労働者が急激に減っておりますので、これは都市部とはまた別の実相もあるのではないかと思いますので、そういうことの調査といいますか、そういうものができるかどうかということもあります。例えば、ここに参加をされている団体で、全建、全中建、全建総連も含めて、そういうことの指示をしていただければ、一定程度の把握はできるのではないかと考えておりますので、その点の検討もぜひお願いできればと考えております。

【大森委員長】 ありがとうございます。

古阪委員、どうぞ。

【古阪委員】 ここの統計というか、ここの部分は、どうも発言は国交省に何とかしてくれという悲鳴に聞こえるんです。日建連や全建あるいは全建総連は、みずからやるべきことがいっぱいあるわけです。ただ、今いるメンバーでやるということは、確におっしゃったように、コーホート法はよくわからない。でも、それは、これを教えてくれよと、ここにいらっしゃる方も含めて、呼べばいいんです。

やはり、団体がみずからそれをやるということが本来のところ、陳情であり、非難でありというよりは、もう少し……。国の擁護をするつもりは全くありませんけれども、当事者がみずからやらなければいかんわけで、そういう意味でいうと、私もやりますけれども、特に建設業にかかわっている団体の人たちは、大学の人も含めて、場合によっては、国交省の人も呼んで、みずからがやる。国交省がやるということは、全部、自分からデータをとりに行かなければできないわけですから、過剰な負担ということもできます。

例えば、日建連は、自分のところにデータ／情報はあるわけです。そして、それをいかに使うかという問題です。日本人はややもすると、人を頼ってやるという習慣があまりにも多過ぎて、もう少しみずから何とかやってみようという努力を思い起こしてほしいと思うのです。

業法ができたとき、私は業法とほとんど同じ年齢ですけれども、そういう時代は、もっと皆さんが一から考えやったということで、そしてお互いにずっと成長してきたからこそ、さまざまに国が支援してくれる立場もあるわけですが、国だってかなり崩壊寸前の財政事情でありますし、人的にもそうなのですから、人手不足はどこにあるかと、国にあ

ると考えたほうがいいかもしれない。

これは半分冗談ですけれども、とにかくみずから考えるということ、業界団体の方にはお願いしたいですし、我々はいつもでもそこに応援に行く用意はありますので、ぜひともそうしていただきたいと思います。

【大森委員長】 ありがとうございます。ほか、いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、最後、7番、報告事項になります。資料7、建設工事に係る最近の問題事例について、事務局からご説明いただきます。これは、単なる報告というよりも、実は深刻な事態のような気がしていますので、皆さん、ご意見等をお聞きしたいと思います。よろしくをお願いします。

【北村建設業課長】 では、資料7-1と7-2と2つに分けてございますけれども、ご説明を申し上げます。

建設工事に係りして、非常に大きな問題が立て続けに起こっております。中には一部ご紹介したのもございますけれども、改めて簡潔に資料をまとめさせていただきます。

まず資料7-1の1枚目ですが、これは、そもそものこの議論をさせていただく発端の横浜市都筑区のマンションの基礎ぐいに端を発した基礎ぐい工事問題ということで、上半分が個別の都筑区のマンションの話でございます。これについては、ご案内のとおり、基礎ぐいの支持層への未達6本、根入れ不足が6本ということと、問題は、その際に、約70本のぐいで施工データの流用があったということでございます。

もともとこの図にあるような建物のジョイントで2センチの差があるということが発端でございますが、これの原因を探るうちに、こういった問題が出てきたということでございます。

対応状況ということで、特定行政庁たる横浜市のほうで指示をしております、建築物の安全性について検証中ということで、震度6強から7に達する地震で、倒壊、崩壊しないということは確認済みでございます。

ただ、細かい建築基準法違反があったかどうかということについては、まだ検証中でございます。

国交省としましては、施工不良かどうかということについては、事実関係は明らかでございますが、施工体制についての建設業法違反ということで、3社について営業停止等の処分と指名停止措置を実施しております。

下のほうでございますが、これで、もともと旭化成建材がデータ流用していたというこ

とで、調査等を行っておりまして、これを受けまして、旭化成建材による360件のデータ流用、あとは、同じような仕事をしているコンクリートパイル建設技術協会の会員企業においても、8社56件のデータ流用があったということでございます。

今、右側にデータ流用のイメージということで、右にあるようなものをいろいろコピー、転用して、こういう文書をつくっていたということでございます。

2枚目が、横浜市西区のマンションということで、実は、これも基礎ぐいの支持層未達ということで、この問題は一昨年に発見されておりまして、支持層未達15本、根入れ不足4本ということございまして、特にB棟の南棟で、傾斜があったということでございます。これについては、建築基準法違反ということが、もう既に確定をされております。

これにつきましては、今年になりましてから、地下のピット部における鉄筋が切断されていたということで、これが非常に大きな話題になってございました。鉄筋のほうにつきましては、横浜市のほうで、構造耐力上問題ないという判断が既に出ているという案件でございます。

3ページ目でございます。これは、以前、簡単にご紹介してございますけれども、落橋防止装置の溶接不良ということでございます。道路の橋の部分でございますけれども、これの耐震補強工事にされている落橋防止装置でございます。

左側のところにポンチ絵を描いてございますけれども、発注者（国交省）がショーボンド建設に受注しまして、こちらのほうが、下にある久富産業、製作会社でございまして、こちらから落橋防止装置を納品するということでございます。ですので、ここは請負契約ではございませんので、下請企業ではない、製作会社ということでございますが、こちらの製作会社が下の検査会社とぐるになって、不十分な溶接を行ったものを納品していたという問題でございます。

4ページ目でございますが、これは、最近、羽田空港で初めて見つかったものでございますが、空港の地盤改良における施工不良問題ということございまして、これはわかりづらいんですけども、施工不良のイメージが真ん中にごございます。

これは、本来であれば、ここの点々であるようなところに、削孔ということで、どんどん穴を掘って行って、丸がいっぱいありますけれども、そこから薬液を注入して、バルーングラウト工法といいますけれども、風船のように薬液の玉をつくって、地盤を改良するというものでございます。左側の赤にあるように、そもそも管もうまく入らなかったということと、右側のところで、改良体に小さい黄色い丸がついてございますけれども、十分

にできなかったということで、薬液注入の本来予定したものの5.4%しか注入ができなかったということでございます。

これは、調査をさせたところ、東亜建設興業において、それ以外の工事、松山空港や福岡空港でも施工不良がありました。

問題は、単に施工不良しただけではなくて、その際に文書をいろいろ偽造して、発注者については、ちゃんと工事が適正に進んでいるようその報告をしていたということでございます。

もう一つ、そういう不正ではないのですけれども、資料7-2で、事故がございましたので、これも簡単にご紹介いたしますが、1枚目は、新名神高速における橋桁の落下事故ということでございますけれども、右下のところでポンチ絵がございまして、鋼鉄製の橋桁を工事中でございましたけれども、これが落下して、下を走る国道176号のところに落ちたということでございます。書いてございませぬが、これについては、工事に関係している方がお亡くなりになっているという痛ましい事故でございます。

次のページが、これも同じ新名神でございます。こちらのほうは、右下の図でございまして、橋脚を支えるベントという仮受の設備が、隣の有料道路のところに倒れかけてきたということでございまして、こちらのほうは、幸いながら、負傷者はなかったということでございます。

説明は以上でございます。

【大森委員長】 ありがとうございます。ただいまのご報告ですが、ご意見等、ご質問等がございましたら、ご発言のほどよろしく申し上げます。

小澤先生、いかがですか。

【小澤委員】 個別の事故がどうのこうのというよりも、こういう品質に関する問題であるとか、事故である、こういう問題を起こさないように、仕組みとして、どういうことができるかということを我々は考えなければいけないので、現状の仕組みに不足がないかどうかという目で、どういうことが原因で、こういうことが起こっているかということを、ちゃんとチェックする必要があるのかなと思います。

今までに、今日の議論も、いろいろな点で、今の仕組みをどういうふうに改善するかという議論をしているわけですが、やはり幾つかの点で、戦後にできた今の法律なり、仕組みに、ある程度限界が見えている部分があるのかなと思っていて、将来の中長期的な予測であるとか、将来どういうするかという議論をする場があるのであれば、少し根本的

に仕組みとして、どういうやり方を我々は考えていく必要があるかということ、検討してもいい時期に来ているのではないかと感じております。

【大森委員長】 ありがとうございます。ほか、いかがでしょうか。よろしいですか。ありがとうございます。

それでは、本日の議事、これにて無事、全て終了いたしました。ありがとうございます。進行を事務局のほうにお返ししたいと思います。よろしく申し上げます。

【三浦入札制度企画指導室長】 活発な議論、大変ありがとうございました。今後のスケジュールでございますが、6月の基本問題小委員会は、前半と後半の2度の開催を予定しております。詳細につきましては、改めて事務局より連絡をいたします。

本日の配付資料のご郵送をご希望の委員の方々におかれましては、テーブルの上にそのまま置いていただければ、後日、郵送させていただきます。

それでは、これをもちまして散会とさせていただきます。委員の皆様におかれましては、ご多忙のところ、まことにありがとうございました。

— 了 —